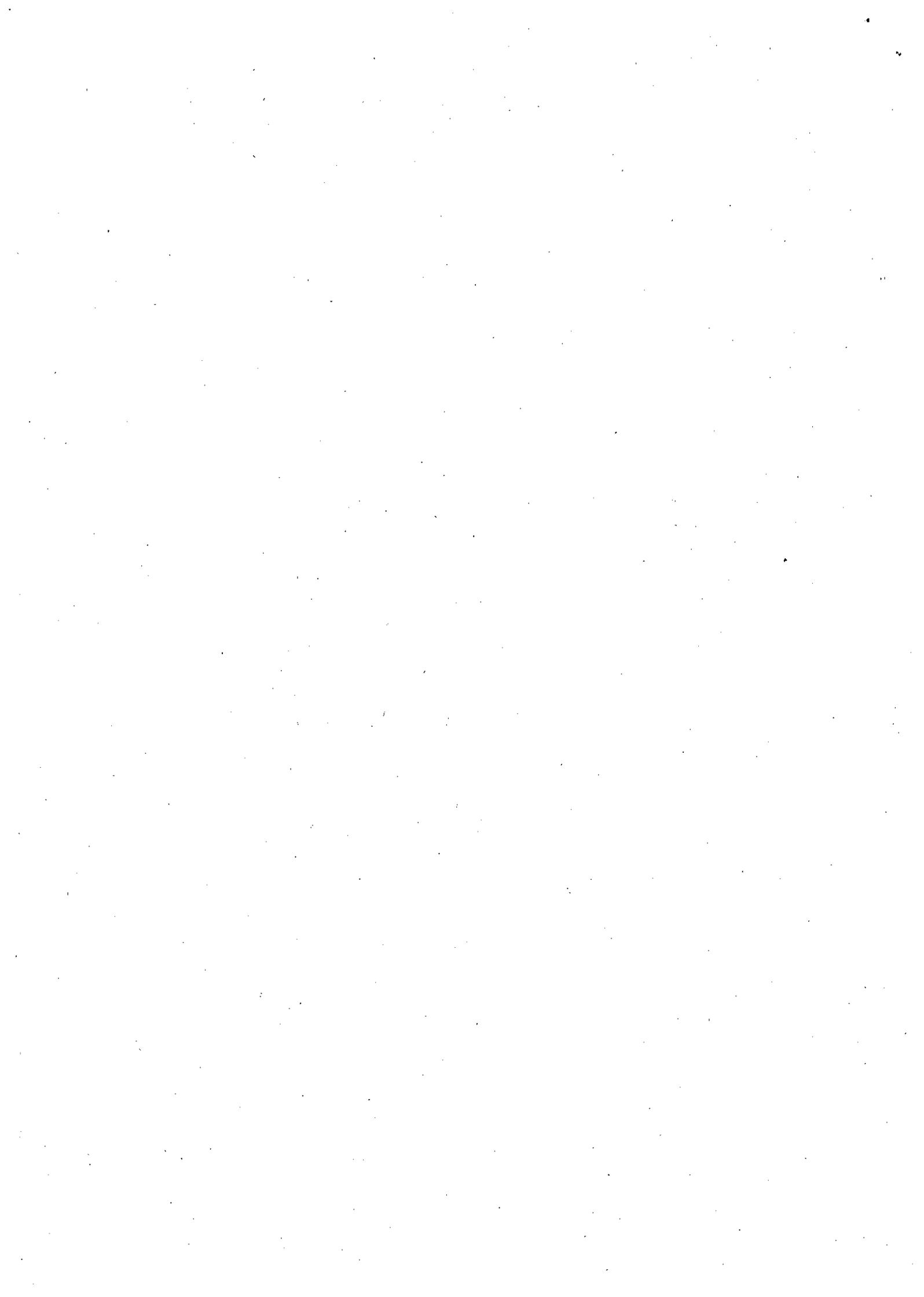


第43号議案 長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を
改正する条例

目次

1	条例による登録制度	1 ページ
2	条例改正の概要	1 ページ
3	登録制度の内容	2 ページ
4	浄化槽法改正概要	3 ページ
5	条例の新旧対照表	4～5 ページ



1 条例による登録制度

長崎市においては、浄化槽法第 48 条第 1 項（都道府県・保健所設置市は条例で浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事（市長）の登録を受けなければならないとする制度を設けることができる）に基づき、「長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を定め、浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けている。

2 条例改正の概要

(1) 改正理由

- ア 浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定める必要があるもの。
- イ 浄化槽保守点検業者の登録に係る変更届出の提出期限について、他都市との均衡等を勘案し延長するもの。

(2) 改正の内容

ア 浄化槽法の一部改正に伴うもの

(7) 登録申請時記載事項（条例第 4 条関係）

改正前	改正後
(1) 申請者氏名又は名称及び住所 (2) 営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあっては役員の氏名 (4) 浄化槽管理士の氏名	(1) 申請者氏名又は名称及び住所 (2) 営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあっては役員の氏名 (4) 浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士研修の受講状況

(イ) 営業所の設置等（条例第 10 条関係）

改正前	改正後
1 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。 <u>ただし、浄化槽保守点検業者（法人にあっては、その代表者）が浄化槽管理士で、自ら主として業務に従事する営業所は、この限りでない。</u>	1 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。 2 <u>浄化槽保守点検業者（法人にあっては、その代表者）が浄化槽管理士で、自ら主として業務に従事する営業所においては、専任の浄化槽管理士とみなす。</u> 3 <u>営業所ごとに置かれる浄化槽管理士は、3年以内に浄化槽管理士免状を取得又は浄化槽管理士研修を受講した者でなければならない。</u>

イ 変更届出提出期限の延長（条例第 7 条関係）

改正前	改正後
登録申請時記載事項に変更があったときは、変更の日から <u>2週間</u> 以内に届出なければならない。	登録申請時記載事項に変更があったときは、変更の日から <u>30日</u> 以内に届出なければならない。

(3) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日（上記アに係る改正については令和 5 年 4 月 1 日から適用）

3 登録制度の内容

(1) 浄化槽保守点検業者の登録制度について

浄化槽の維持管理における「3つの義務」

保守点検・・・浄化槽の機能を維持するため、装置等の点検・調整・修理、消毒剤の補充などを定期的に行うもの（家庭用小型浄化槽の場合、年3回以上）

清掃・・・浄化槽内にたまった固形物や汚泥を槽外に引き抜き、機器類を洗浄、清掃するもの（年1回以上）

法定検査・・・浄化槽が適正にメンテナンスされ、十分に浄化機能が発揮されているかを長崎県が指定した検査機関が確認するもの（使用開始後3～8か月以内に行う7条検査、毎年1回定期的に行う11条検査）

このうち、保守点検については、浄化槽管理者自ら行うことも可能だが、専門的知識が必要であり、多くの場合は、浄化槽管理士を置く保守点検の専門業者に委託されている。

長崎市の場合、条例で保守点検業者の登録制度を設けており、浄化槽の保守点検を委託する場合は、登録を受けた事業者に委託しなければならない。

(2) 登録の流れ

登録の申請 申請書の記載事項（条例第4条）

- 申請者氏名又は名称及び住所
- 営業所の名称及び所在地
- 法人にあっては役員の氏名
- 浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士研修の受講状況

申請書の添付書類（条例第4条、規則第2条）

- 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類
- 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書
- 営業所の平面図及び営業所付近の見取図
- 浄化槽管理士の免状の写し
- 研修受講を証明する書類
- 器具の明細書
- 申請者以外の者が、その営業所の浄化槽管理士であるときは、その者の住民票抄本及び雇用契約書の写し

登録の拒否（条例第6条）

- 欠格要件のいずれかに該当するとき
- 登録する営業所が要件を欠いているとき

営業所の要件（条例第10条）

- 専任の浄化槽管理士が置かれていること
- 営業所に置かれる浄化槽管理士は、3年以内に浄化槽管理士免状を取得又は浄化槽管理士研修を受講していること
- 必要な器具が備え付けられていること

浄化槽保守点検業の登録

有効期間は3年間（条例第3条）

引き続き登録を受ける場合は、有効期間満了の日までに登録（更新）申請

※ 令和5年4月1日以降に登録（更新）を受ける事業者について適用

参考. 浄化槽法の一部を改正する法律の概要

(令和元年6月12日参議院本会議で成立、6月19日公布)

法改正の背景 ・我が国では単独処理浄化槽(※)が浄化槽全体の53%、400万基残存。
環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒第1・第2・第5

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

・水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒第3～第7

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽(※)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」=既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

(計画は、下水道(予定)処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象)

二 排水設備の設置等

・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。(国による市町村への援助も規定)

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- ・排水設備の検査
- ・使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

施行日：令和2年4月1日

5 条例の新旧対照表

長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

現 行	改 正 案
<p>○長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 昭和 60 年 10 月 5 日 条例第 17 号</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名</p> <p>2 (略)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第 10 条第 1 項又は第 2 項に規定する要件を欠く者</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第 7 条 浄化槽保守点検業者は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から <u>2 週間</u>以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条～第 9 条 (略)</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第 10 条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。<u>ただし、浄化槽保守点検業者(法人にあつては、その代表者)が浄化槽管理士であつて、自ら主として業務に従事する営業所にあつては、この限りでない。</u></p>	<p>○長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 昭和 60 年 10 月 5 日 条例第 17 号</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士研修(浄化槽の保守点検に関する研修であつて市長が定めるものをいう。以下同じ。)の受講状況</p> <p>2 (略)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第 10 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項に規定する要件を欠く者</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第 7 条 浄化槽保守点検業者は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から <u>30 日</u>以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条～第 9 条 (略)</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第 10 条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。</p>

- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに市長が定める器具を備えなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定に抵触する営業所が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自らが行き、若しくは実地に監督しなければならない。

2～3 (略)

第12条～第16条 (略)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第3項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- (2)～(5) (略)

第18条 (略)

2 前項の場合において、浄化槽保守点検業者(法人にあっては、その代表者)が浄化槽管理士であつて、自ら主として業務に従事する営業所にあっては、当該浄化槽保守点検業者はその営業所に置かれる専任の浄化槽管理士とみなす。

3 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士は、第3条第1項の登録の日(同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期限の満了の日の翌日)の3年前の日以後に、浄化槽管理士免状を取得し、又は浄化槽管理士研修を受講した者でなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに市長が定める器具を備えなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、第1項、第3項又は第4項の規定に抵触する営業所が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自らが行き、若しくは実地に監督しなければならない。

2～3 (略)

第12条～第16条 (略)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第5項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- (2)～(5) (略)

第18条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第7号(第10条第3項に係る部分に限る。)及び第10条第3項の規定は、令和5年4月1日以後に登録を受けるものについて適用し、同日前に登録を受けるものについては、なお従前の例による。